

# 岐阜県公報

## 目次

公安委員会規則

岐阜県暴力団排除条例施行規則

(組織犯罪対策課)

ページ

## 公安委員会規則

岐阜県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷邦照

岐阜県公安委員会規則第七号

### 岐阜県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(調査の手続)

第二条 条例第二十条に規定する説明又は資料の提出の要求は、説明・資料の提出要求書(別記様式第一号)により行うものとする。

2 条例第二十条の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、説明・資料提出書(別記様式第二号)を岐阜県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出するものとする。

3 第一項の要求は、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

4 条例第二十条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱ふものとする。  
(口頭による説明の聴取)

第三条 公安委員会は、条例第二十条の説明が口頭で行われるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 条例第二十條の規定により口頭による説明を求められた者(以下「説明者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書(別記様式第三号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書(別記様式第四号)により説明者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第四条 条例第二十一条の勧告は、勧告書(別記様式第五号)により行うものとする。

(公表の方法)

第五条 条例第二十二條第一項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を公安委員会が開設するホームページに掲載して行うものとする。

- 一 公表をしようとする者(以下「被公表者」という。)(の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地))
- 二 公表の原因となる事実

(公表の期間)

第六条 公表の期間は、公表した日から一月とする。

(意見を述べる機会の付与)

第七条 公安委員会は、条例第二十二條第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、被公表者に対し、意見聴取通知書(別記様式第六号)により通知するものとする。

2 意見を述べる機会の付与は、公安委員会が口頭による意見の聴取を行う必要があると認めた場合を除き、申述書(別記様式第七号)の提出により行うものとする。

3 被公表者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 第一項の規定による通知は、申述書の提出期限又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置いて行うものとする。

5 被公表者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出席しないときは、意見がなかつたものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第八条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に意見を聴取させることができる。

2 前条第一項の規定による通知を受けた者(口頭による説明を求められた者に限る。以下「意見者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書(別記様式第八号)により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書(別記様式第九号)により意見者に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第九条 条例第二十条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第二十二條第二項の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書(別記様式第十号)を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者は、代理人がその資格を失つたときは、代理人資格喪失届出書(別記様式第十一号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



( 裏 )

## 説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、岐阜県暴力団排除条例第 22 条第 1 項の規定により、公表されることがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。  
なお、口頭による説明を求められた場合は、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料の提出要求書を持参してください。



様式第 3 号 ( 第 3 条関係 )

説 明 日 時 等 変 更 申 出 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

岐阜県暴力団排除条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料の提出要求書の 番 号 及 び 日 付		岐阜公委 (       ) 第       号 年       月       日	
変更申出事項	変更前	日時	年       月       日       時       分
		場所	
	変更希望	日時	年       月       日       時       分
		場所	
変 更 申 出 の 理 由			

様式第 4 号 ( 第 3 条関係 )

説 明 日 時 等 決 定 通 知 書

岐公委 ( ) 第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

岐阜県暴力団排除条例施行規則第 3 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定したので通知します。

説明・資料の提出要求書の 番 号 及 び 日 付	岐公委 ( ) 第 号 年 月 日
-----------------------------	----------------------

説明の日時又は場所の変更決定

変 更 事 項	変 更 前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変 更 後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

説明の日時又は場所の不変更決定

説 明 の 日 時 及 び 場 所 を 変 更 し な い 理 由	
--------------------------------------	--

注 該当する の中にレ点を付けること。

様式第 5 号 ( 第 4 条関係 )

勸 告 書

岐公委 ( ) 第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

岐阜県暴力団排除条例第 21 条の規定により、次のとおり勧告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

注 1 正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、岐阜県暴力団排除条例第 22 条第 1 項の規定により、公表されることがある。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。



(裏)

## 意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。  
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の陳述に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第 7 号 ( 第 7 条関係 )

申 述 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

岐阜県暴力団排除条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書 の番号及び日付	岐公委 (        ) 第        号 年    月    日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号 ( 第 8 条関係 )

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

岐阜県暴力団排除条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付		岐公委( )第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

様式第 9 号 ( 第 8 条関係 )

意見聴取日時等決定通知書

岐公委 ( ) 第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

岐阜県暴力団排除条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時及び場所を決定したので通知します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	岐公委 ( ) 第 号 年 月 日
--------------------	----------------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

意見の聴取の日時又は場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を 変更しない理由	
--------------------------	--

注 該当する の中にレ点を付けること。

様式第10号(第9条関係)

## 代理人選任届出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、岐阜県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の陳述に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	岐公委( )第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

注 不要の文字は、横線で消すこと。



